

米国における子会社設立や買収のためにどの法主体を選択すべきか？



Masuda, Funai, Eifert & Mitchell, Ltd.

弁護士

ジェリー・カーター



弁護士法人北浜法律事務所 東京事務所

弁護士

町野 静

日本では、子会社や買収のための会社を設立する際、国内で最も一般的な会社形態である株式会社を法主体として選択することが殆どである。もっとも、近年では、2006年の会社法改正で新設され、徐々に知名度も上がってきている合同会社を選択する場合もある。株式会社は、少数の株主しかいない非公開会社から、多数の株主を有する上場会社まで、様々な規模の会社に対応できる柔軟性があり、所有と経営は構造的に分離されている。一方、合同会社は、一般的に、全構成員が会社の意思決定に参加し、比較的少ない所有者（構成員）により構成される。

米国においては、日本の会社形態と類似したものもあれば、米国特有のものもある。日系企業が米国で子会社や買収のための会社を新規設立する場合、通常、Corporation（コーポレーション）か Limited Liability Company（LLC）のいずれかを選択することになる。「コーポレーション」は日本の株式会社とよく似ており、馴染みがあるであろう。一方、LLCは米国では一般的ではあるものの、日本でこれに完全に相当するものがなく、あまり馴染みがないと思われるため、本稿では、米国法の下で設立されるLLCにフォーカスする。

LLCは、コーポレーションと同様、特定の州の州法に基づき設立される。例えば、イリノイ州においては、イリノイ州の Limited Liability Company Act（LLC法）に従って設立されることになる。本稿は、LLCが、発起人のホームステイト（業務上の所在地）においてのみ業務を行うものと仮定するもので、（すなわち、他州で事業を行う資格を受けることや、特定の州でLLCを設立することによる利益を論じるものではない。他州でもその州における恩恵を受けるためには当該州での手続きを要する。）LLC設立の各手続を説明するものではなく、特定のメリットや

デメリットに焦点を当てたものであることにご留意頂きたい。

潜在的メリット

- LLCの権利を有する者のことを「Member（構成員）」という。LLCにおいては、構成員の責任は制限され（有限責任）、この点はコーポレーションと株主の関係と同様である。（なお、LLCにおいては、構成員が1名だけであっても、あるいは複数であってもよい。）有限責任のもとでは、一般的に、LLCの債務・義務・責任はLLCが問われることになっている。従って、構成員は、法で別段定められた場合を除き、LLCのために行動したことのみを理由に、LLCの義務や債務につき個人的責任を負うことはない。コーポレーションの取締役・役員と同様の地位にあるLLCの「Manager（マネージャー）」も同じく有限責任となり、LLCの債務を負うことはない。
- 内国歳入法において、税務上コーポレーションと同様の扱いを受けることを選択しない限り、LLCは「パススルー主体」である。これは、LLCの利益が各構成員に収入として帰属した場合にのみ個人レベルで課税され、LLCの分配利益につき二重課税されることはないことを意味する。（二重課税は、コーポレーション・LLCの様に法主体レベルで利益への課税がされ、更に、株主・構成員といった個人レベルでも課税される場合に発生する。）このようにLLCの各構成員が米国での課税対象となるため、米国に法主体を有していない日系企業は（株式会社と同様の課税をされることを選択しない場合は）通常LLCを選択しない。しかし、既に米国に法主体を有している日本企業は、その税務上のメリットから、更なる子会社や買収の受け皿会社としてLLCを選択するかもしれない。



- 一部の州においては、LLCに対する年間フランチャイズ税 (franchise tax) や申請料 (filing fee) は、コーポレーションよりも低額である。例えば、イリノイ州では、LLCは一定の申請料を毎年支払う必要があるが、たとえ当該LLCが同州にて高額な取引・投資をしていたり、高価な資産を所有していたりしても、フランチャイズ税を支払う必要はない。一方、これがコーポレーションであれば、相当額の年間フランチャイズ税の支払義務を負う場合がある。
- LLCはLLC法だけでなく、構成員間の私的な契約にも拘束される。LLCは、LLCに関する基本事項、LLCの運営方法、損益の分配等、その他構成員間での合意事項を規定する運営契約 (operating agreement) を締結する。これは、コーポレーションにおける、付随定款 (bylaws) とともになされる株主間契約に類似するものである。
 - LLCは、運営契約で経営方法を自由に決定し、構成員経営型 (member-managed) か経由経営型 (manager-managed) のいずれかを選択する。もちろん、構成員1名のみLLCでは、当該構成員が経営を行うことになる。構成員が経営に積極的に関与する場合であっても、当該構成員は個人でLLCの債務につき責任を負うことはない。
 - LLCは、その運営契約において、関連する州法で認められる限度で、構成員の善管注意義務を拡大、制限、または排除することができる。会社法の下では、善管注意義務は強制されているが、多くの州のLLC法においては、運営契約で拡大、制限、または排除されていない場合にデフォルトの義務となるため、この違いは重要である。デフォルトの義務とは、例えば、(i) マネージャーや構成員が、経営判

断に先立ち、合理的に入手可能な全ての重要情報を得ておくという注意義務、または、(ii) マネージャーや構成員が個人の利益のために受任者ないし信任者としての地位を利用してはならず、LLCの利益のために行動するという忠実義務がある。

- LLCは、コーポレーションに比べて要求される手続きが少ない。LLCは、年次報告書を州務長官室に提出する義務はあるものの、毎年総会を開催したり、議事録を保管したりする必要はない。

潜在的デメリット

- 会社が将来的に上場を計画している場合には、通常新規上場時の公募に大きな影響を有する引受人やベンチャー・ファンドは、一般的にLLCをその投資先として選択しないことに留意する必要がある。さらに、ある一定の州では、構成員の持分の自由譲渡を禁止しているため、コーポレーションへの組織変更が必須となる。
- LLCをめぐる判例がない (限られた数の判例法しかない) 州がある。しかしながら、LLCの需要増加や、米国で訴訟が多いという特性を考慮すると、この状況は急激に変わっていくものと思われる。
- 前述の通り、外国にいるLLCの構成員もLLCから得た収入については米国所得税の対象となり、所得税申告を要する。この問題を解決するには、米国でまず持株会社 (holding company) を設立するか、コーポレーションと同様の課税を受けることを選択することがある。

総括すると、LLCは、パートナーシップにおけるパススルー課税と株式会社における有限責任の両方の特徴を併せ持つ、両者のハイブリッドの法主体であるといえる。日本にはLLCに完全に相当する法主体は存在しないが、日系企業は、自社の

ニーズとLLCの持つメリットが合致するのであれば、恐怖心から重要なビジネスチャンスを逃すべきではない。もちろん、会社のニーズによってLLCの構造は複雑になり得るため、実際に設立前に会社法専門の弁護士に相談すべきである。

ジェリー・カーター

イリノイ州弁護士。2013年インディアナ大学マウラー・ロー・スクール卒業 (J.D.)。2013年マサチューセッツ工科大学スローン・ビジネススクール (MIT Sloan) の協定校である成均館 (ソングンガン) 大学校経営大学院 (ソウル) 卒業 (M.B.A.)。シカゴ弁護士会およびアメリカ法曹協会の会員。主要業務分野は、ビジネス法。日本語での相談可。

シカゴ事務所
Tel: 312-245-7500
jcarter@masudafunai.com

町野 静

2015年8月より増田・舟井法律事務所と北浜法律事務所のコラボレーションを通じ、増田・舟井法律事務所に客員弁護士として勤務。日本国・ニューヨーク州弁護士。主要業務分野は、会社法、知財、国際取引法務。

Masuda, Funai, Eifert & Mitchell, Ltd.

増田・舟井法律事務所は、主に米国で事業や投資に携わる国際企業を代理する法人向け総合法律事務所です。定期的に日本から客員弁護士を迎えているほか、バイリンガルの弁護士とスタッフが常勤しており、安心して日本語でご相談頂けます。

お問い合わせはクライアント・サービス部門の江口 香または徳吉 史子まで。

keguchi@masudafunai.com
ftokuyoshi@masudafunai.com
Tel: 312-245-7500
www.masudafunai.com